

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 報告書（案）」

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後一層進んでいくことが見込まれることを背景に、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について包括的な検討を行うため、令和2年11月から、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」が開催され、令和3年8月に報告書が取りまとめられました。この中で、電波の有効利用を促進する観点から周波数の固定化に対応するため、携帯電話等の周波数を再割当てする仕組みを導入する必要があるとの提言がなされたところです。

総務省では、携帯電話用周波数の再割当てを行う際の課題について更なる検討を行うため、令和4年2月から「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」を開催し、検討を行ってまいりました。

今般、再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に、競願の申出が行われ開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 報告書（案）」が取りまとめられましたので、意見を募集します。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙4の様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：TF-denpa.seisaku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※スパムメール防止のため、@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「\_atmark\_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、

ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。  
※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
中央合同庁舎第2号館  
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課  
携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関する  
タスクフォース事務局 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。  
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

**5 意見提出期間**

令和4年11月10日（木）から令和4年12月9日（金）まで（厳守）

※郵送については、締切日必着とします。

**6 留意事項**

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

総合通信基盤局電波部電波政策課

（担当：宮良周波数調整官、小柳共用係長）

電話：03-5253-5874（直通）

総合通信基盤局電波部移動通信課

（担当：古田課長補佐、岡田移動体推進係長）

電話：03-5253-5893（直通）

電子メールアドレス：TF-denpa.seisaku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。